

会津若松市水道部公告第 17 号

滝沢浄水場更新整備等事業に係る公募型プロポーザルへの参加者を下記のとおり募集する。

平成 25 年 6 月 20 日

会津若松市水道事業管理者 武 藤 周 一

記

1. 本事業の概要

(1) 事業の目的

本事業は、老朽化が著しい滝沢浄水場について、将来予想される原水の悪化に対応するとともにクリプトスポリジウムへの対策を講じ、高濁度発生時における浄水機能を確保することを目的として、現在の滝沢浄水場敷地内に膜ろ過方式による新浄水場を建設するものである。また、あわせて滝沢浄水場並びにその他浄水場の水道施設の維持管理を適正に実施することにより、良質な水の安定的かつ継続的な供給を行うことを目的とする。

(2) 事業名称 滝沢浄水場更新整備等事業

(3) 公共施設等の管理者の名称 会津若松市水道事業管理者 武 藤 周 一

(4) 事業場所

1) 更新対象施設

① 会津若松市一箕町 滝沢浄水場内

2) 既存施設

① 会津若松市一箕町 滝沢浄水場内

② 会津若松市東山町 東山浄水場内

③ 会津若松市大戸町 大戸浄水場内

④ 会津若松市河東町 六軒浄水場内

⑤ 会津若松市河東町 強清水浄水施設内

(5) 対象施設

本事業における対象施設は、新設対象施設、既存流用対象施設、撤去対象施設及び既存施設からなる。詳細は、別に公表する「滝沢浄水場更新整備等事業実施要綱」及び「滝沢浄水場更新整備等事業業務要求水準書」（以下、「実施要綱等」という。）を参照のこと。

(6) 対象業務範囲

事業者が行う対象業務範囲は、新設対象施設及び既存流用対象施設の設計、新設対象施設及び既存流用対象施設の建設、撤去対象施設の撤去並びに新設対象施設、既存流用対象施設及び既存施設の維持管理からなる。

なお、設計期間及び工事期間における既存施設及び事業者が設置する仮設施設の維持管理については、事業者が行う。また、本事業における維持管理は、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に規定する業務の委託（第三者委託）により事業者が行う。詳細は、別に公表する「実施要綱等」を参照のこと。

(7) 対象業務における要求水準

本事業及び本事業の対象施設に要求する性能等の水準は、別に公表する「滝沢浄水場更新整備等事業業務要求水準書」に定める。

(8) 事業方式

本事業は、新設対象施設及び既存流用対象施設の設計、建設、維持管理並びに既存施設の維持管理を一括して実施するDBO方式で実施する。なお、新設対象施設の建設に対しては、厚生労働省の水道施設整備費国庫補助金等を受けることを予定しており、事業者は、補助金申請等に伴う資料作成等を行う。設計、建設及び撤去に必要な資金については本市が調達する。

新設対象施設及び既存流用対象施設の維持管理並びに既存施設の維持管理業務については、水道法第24条の3に規定する第三者委託とする。

なお、本事業に係る許認可については、関係機関と協議中である。

(9) 事業期間

契約締結の日から平成45年3月31日までを事業期間とする。事業の具体的な実施期間は次のとおりである。

1) 新設対象施設設計・建設期間

平成26年4月1日～平成30年3月31日（4年間）

2) 新設対象施設維持管理期間

平成30年4月1日～平成45年3月31日（15年間）

3) 既存施設維持管理期間

平成26年4月1日～平成45年3月31日（19年間）

(10) 事業スケジュール

事業スケジュールは、次の表のとおりである。

項 目	予 定
事業契約の締結	平成25年12月
設計及び工事の着手	平成26年4月
設計及び工事期間	平成26年4月～平成30年3月（4年間）
建設完了	平成30年3月

更新対象施設の維持管理期間	平成30年4月～平成45年3月（15年間）
既存施設の維持管理期間	平成26年4月～平成45年3月（19年間）
契約終了	平成45年3月

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により実施する。なお、事業者の選定の手続きは、下記のとおり実施する

1) 応募資格確認

応募資格について、本市が指定する資格要件を満たすことを確認する。

2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募者から提案書が提出された後、(2)に示す委員会は、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。

3) 提案書の審査

(2)に示す委員会は、応募資格要件を満たす応募者から提出された提案書の記載内容について、事業者選定基準に示す得点化基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(2) 委員会の設置

事業者の募集及び選定に際して、学識経験者等による「滝沢浄水場更新整備等事業事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。本市は、委員会の選定結果をもとに最優秀提案者を優先交渉権者と決定する。

なお、応募者が、委員会が最優秀提案者を決定する前に、本事業について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合は失格とする。

3. 事業者参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

1) 応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、単独企業又は市内企業を含む複数の企業により構成されるグループ（以下、「グループ」という。）とする。
- ② グループを構成する企業（以下、「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。グループは、構成員を代表する企業1社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募の申請及び提案書提出手続きを行う。
- ③ グループは、対象施設の設計を行う企業（以下、「設計企業」という。）、対象施設の建設、撤去を行う企業（以下、「工事企業」という。）及び対象施設の維持管理業務を行う企業（以下、「維持管理企業」という。）により構成されることを基本

とする。

④ 受注者は、本事業に係る基本協定の締結後、浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約及び浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約（以下、「維持管理業務委託契約」という。）の締結までに、対象施設の維持管理業務の遂行を事業目的とする特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立する。

⑤ 構成員のうち、SPCに出資を予定するものは「SPC 出資会社」とし、代表企業をはじめ、工事企業及び維持管理企業はすべて SPC 出資会社となる必要がある。

また、別途公募型プロポーザル方式で実施する「送配水施設維持管理等業務委託」の受注者についても当該 SPC の出資会社となる。

なお、代表企業の株式保有割合は、SPCの設立から維持管理業務委託契約の終了まで100分の50を超えるものとし、構成員のうち市内業者の株式保有割合の合計は、SPCの設立から維持管理業務委託契約の終了まで100分の30を超えなければならない。

⑥ グループは、応募表明書及び応募資格審査申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名、SPC出資会社各々が携わる業務を明らかにするとともに、設計業務及び工事について代表企業と各構成員との間で業務等の分担に関する協定を締結していること。また当該設計業務及び工事の分担に関する協定では、市内業者が分担する業務等は、設計及び建設工事請負代金の100分の20以上相当になるよう努めなければならない。なお、応募表明書及び応募資格審査申請書の提出時までには分担金額が決定されない場合は、その理由及び市内業者が分担する業務が建設工事請負代金の100分の20以上となる旨を当該協定書に明示すること。

⑦ 工事企業の間で共同企業体（以下、「建設JV」という。）を結成する場合、甲型建設JVにおいては、建設JVの構成員のうち最小の出資割合は、構成員が2社の場合は100分の30以上、3社の場合は100分の20以上、4社の場合は100分の15以上、5社の場合は100分の12以上、6社の場合は100分の10以上とすること。

⑧ グループの構成員は、他のグループの構成員になることができない。

（2）応募者資格要件

1）共通の資格要件

① 平成25年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されている者で、「会津若松市工事等入札参加停止措置基準」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者でないこと。

③ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。

- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、

更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)

- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

- ④ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。
- ⑤ 会津若松市に未納の税額がないこと。
- ⑥ 業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務受託者（株式会社日水コン）、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資の 100 分の 20 以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及びアドバイザー業務に関与した者は、本事業の事業者選定に係る応募者となることはできない。

アドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

新日本有限責任監査法人

弁護士法人関西法律特許事務所

- ⑦ 委員会の委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条に規定する者をいう。）の統制の下にある法人その他の団体でないこと。

2) 各業務における応募資格要件

応募者は、対象施設の設計、建設、撤去及び維持管理の各業務を行うものとして、以下の各項の要件をすべて満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

① 設計に関する要件

単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 25 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 平成 25 年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。

② 建設、撤去に関する要件

単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- ・ 提案書を提出する時点で公益財団法人水道技術研究センターの浄水設備等認定において、膜ろ過装置の技術認定を有すること。
- ・ 提案書を提出する時点で膜モジュールは、一般社団法人膜分離技術振興協会の水道用膜モジュール規格（AMST 規格）認定を受けたものを使用すること。
- ・ 国内において表流水を原水とした膜ろ過方式による 1,000m³/日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場の建設実績を有すること。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 100 分の 20 以上であるものに限る。
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び水道施設工事、電気工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ・ 平成 25 年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・ 応募表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値（P点）が土木一式工事については市内及び準市内業者の場合750点以上、市外業者の場合1,400点以上、建築一式工事については市内及び準市内業者の場合790点以上、市外業者の場合1,500点以上、機械器具設置工事及び水道施設については市内及び準市内業者670点以上、市外業者の場合1,200点以上、電気工事については市内及び準市内業者710点以上、市外業者の場合1,200点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

③ 維持管理に関する要件

単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。

- ・ 国内において 10,000m³/日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場（上水道に限る。）の維持管理実績を有すること。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 100 分の 20 以上であるものに限る。また、国内において水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における浄水施設（排水処理を除く。）の浄水施設運転管理業務実績が急速ろ過方式 5 年以上かつ緩速ろ過方式 3 年以上の経験を有する者。なお、夜間若しくは休日のみでの維持管理実績又は排水処理のみの維持管理実績は、実績として認めない。
- ・ 平成 25 年度会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・ 次に掲げる有資格者を配置（SPC に在籍し、本施設に常勤すること。）できること。

ア 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に定める受託水道業務技術管理者の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が 5 年以上ある者。

- ・ 次に掲げる有資格者を組織できること。

ア 水道浄水施設管理技士 1 級・ 2 級の資格を有する者。

3) 応募資格の確認基準日

応募資格確認基準日は、応募資格審査申請書の提出期限日とする。

4. 応募者が応募資格を喪失した場合の取扱い

(1) 応募資格確認基準日の翌日から提案書の受付締切日までの間に応募資格を喪失した場合。

① 代表企業が応募資格を喪失した場合

代表企業が共通及び各業務における応募資格要件に示す応募資格を欠くに至った場合は、当該企業が請け負い、又は受注する予定であった業務について応募資格を認められた者が当該グループの構成員の中に存在し、かつグループの構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り、プロポーザルに参加することを認める。この場合、当初の代表企業はグループから除外すること。

② 代表企業以外の SPC 出資会社が応募資格を喪失した場合

代表企業以外の SPC 出資会社が応募資格を欠くに至った場合は、当該企業が請け負い、又は受注する予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。この場合、応募資格を失った SPC 出資会社はグループから除外すること。

(2) 提案書の受付締切日の翌日から優先交渉権者決定の通知日までの間に応募資格を喪失した場合、単独企業又はグループの構成員が応募資格を欠くに至った場合、当該応募者を優先交渉権者決定の審査対象から除外する。

5. 事業者選定の日程等

詳細は、別に公表する「滝沢浄水場更新整備等事業実施要綱」を参照のこと。

7. 契約に関する事項

(1) 事業契約に関する基本的な考え方

本市は、優先交渉権者との間で基本協定を締結し、これに基づき本市と設計企業及び工事企業（建設 JV を組織する場合には建設 JV。以下本項において同じ。）との間で設計及び建設工事請負契約を締結する。また、本市と SPC は、維持管理業務の開始に先立ち浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務に関する基本契約及び浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者決定の通知日の翌日から設計及び建設工事請負契約締結までの間、優先交渉権者又はグループの構成員が応募資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

(2) 特別目的会社 (SPC) の設立

受注者は、維持管理業務を実施するため、事業契約の締結前までに、維持管理業務を実施する事業者である SPC として、会社法に定める株式会社を設立する。SPC の登記上の本店所在地は、会津若松市とする。なお、代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。なお、構成員のうち市内業者の株式保有割合の合計は、SPC の設立から維持管理業務委託契約の終了まで 100 分の 30 を超えなければならない。

(3) 契約保証金

1) 設計及び建設工事請負契約について

受注者は、会津若松市水道事業契約規程第 6 条の規定により、請負代金又は契約代金の額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、水道事業管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- ① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
- ② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合

2) 浄水場運転管理及び送配水施設維持管理等業務委託契約について

受注者が、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 99 条第 9 に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるときは、契約保証金を免除する。

8. その他

詳細は、別に公表する「実施要綱等」を参照のこと。

【問い合わせ先】

福島県会津若松市水道部総務課総務グループ

〒965-0064 会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2

TEL : 0242-22-6073 FAX : 0242-22-6173

E メール:suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp